

流山市農業委員会
平成29年第3回
総会議事録

平成29年3月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第3回総会議事録

1 期 日 平成29年3月24日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	

6 欠席委員(1名)

16番 高市 正義

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....1
- (2) 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について.....3
- (3) 議案第17号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....6
- (4) 議案第18号 農地所有適格法人報告書の提出について.....7
- (5) 議案第19号 流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について.....9
- (6) 議案第20号 流山市農業委員会会長の互選について.....10
- (7) 議案第21号 流山市農業委員会会長職務代理者の互選について.....11
- (8) 報告第7号 合意解約の通知について.....12
- (9) 報告第8号 転用許可に伴う工事完了の報告について.....13
- (10) 報告第9号 専決処理の報告について.....15

開会 午後2時35分

水代議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第八条第二項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、水代が議長を務めさせていただきますので、よろしく、お願いいたします。

それでは、ただ今から平成29年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、16番高市委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。8番山崎委員、9番中村委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第20号「流山市農業委員会会長の互選について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第7号「合意解約の通知について」から報告第9号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくご報告申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第15号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆で、転用面積は21平方メートルです。

申請事由ですが、自宅への進入路が狭いことから、今回、宅地拡張の申請がなされたものであります。

議案案内図につきましては、1ページと2ページがございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買でございまして、転用目的は宅地進入路を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、年齢は71歳です。

申請理由については、自宅への進入路が狭く不便であることから、拡幅するため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線初石駅の南西約1.8キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石舗装とする計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロックにより区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、隣接地の宅地部分も含め土地価格は237万円で、整備費が約86万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、直接の該当はありませんが、市宅地課と敷地設定に関する協議がされています。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当と

いう結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) いただいた議案案内図の2ページと、今写真に写っているものを見ると、道路を拡幅しても、写真に写っているコンクリート塀を壊したりして間口を広げたりするわけではないわけですね。

小林委員長 コンクリート塀の手前になるんですね。ブロック塀に沿う形です。

水代議長 ビニールハウスの手前のところです。

1番(小田桐委員) コンクリート塀の手前側なんですか。コンクリート塀が邪魔にはならないですか。

水代議長 民民の境がブロック塀の外側にあって、ブロック塀のところは該当地じゃないとのことですよ。

1番(小田桐委員) 道を広げてもブロック塀に当たっちゃうと意味がないと思うんですけど。

水代議長 ブロック塀は民民境の向こう側で自分の土地です。

中里主事 今の小田桐委員のご質問はおそらく、こちらの道を拡幅しても、ブロック塀があると邪魔で中に入れられないんじゃないかということかと思いますが、ブロック塀についても邪魔な部分については撤去するという計画です。補足させていただきます。

1番(小田桐委員) 間口を広げるんでしょ。

中里主事 そうです。

小林委員長 ブロック塀のところは宅地なんです。だから自由に壊すことができます。

10番(小嶋委員) 議案案内図には と書いてあるんですけど、議案書の方には となっていて、これはどちらでしょうか。

中里主事 これは が正しくて、 が誤りです。申し訳ありません。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第15号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。

事務局より議案の説明を求めます。

山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第16号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めらる。

議案1番と2番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は、賃貸借です。対象となる農地は、流山市古間木にあります畑3筆、合計面積は3,394平方メートルです。利用権の設定期間は、それぞれ更新によるもので、本年4月から平成32年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案の3番の権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積は1,024平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年4月から平成35年4月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案4番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります畑4筆、合計面積は2,401平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年4月から平成35年4月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案5番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります畑2筆、面積は1,242平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年4月から平成35年4月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案6番と7番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、松戸市七右衛門新田にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は、賃貸借です。対象となる農地は、流山市平方にあります田5筆、面積は4,074平方メートルです。利用権の設定期間は、それぞれ更新によるもので、本年4月から平成39年4月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の8番から議案の11番につきましては、権利者が同じですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市西深井に住所を有する法人です。移転

の原因は、賃貸借です。対象となる農地は、流山市西深井にあります畑10筆、面積は10,184平方メートルです。利用権の設定期間は、それぞれ更新によるもので、本年4月から平成35年4月までの6年間です。本件の議案案内函につきましては、9ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、更新のみの11件であります。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が11件であります。

1番ですが、次の2番と同一権利者であることから、一括してご報告いたします。本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は39歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、ネギ等が作付されておりました。

次に、3番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は兼農で年齢は77歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、4番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は73歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、5番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は88歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は260日であります。次に、申請地につきましては、ダイコン等が作付されておりました。

次に、6番ですが、次の7番と同一権利者であることから、一括してご報告いたします。本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は78歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、8番から11番までは同一権利者であることから、一括してご報告いたします。本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者は平成28年5月に設立された農地所有適格法人でございます。農

業従事者は5名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、蔬菜類が作付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 8番から11番なんですけど、相手を変更して更新ということですが、元々こちらの法人でやられていたところではないですか。

田村次長補佐 こちらについては、以前借りていたのは今回の権利者の親会社で、先ほど委員長から報告あった通り、農地所有適格法人が設立されたことに伴いまして、そちらの方に委譲された形になります。

水代議長 後半に合意解約の案件もありますので。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第16号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第17号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

申請者につきましては、流山市西初石にお住まいの方です。申請がありました土地は、流山市下花輪の畑2筆で、面積は449平方メートルです。変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。本件の議案案内図につきましては、10ページと11ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに、申請地は東武線初石駅の南西約1.7キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は物置及び住宅敷地の状況となっております。また、申請地は、平成23年に相続により取得した土地で、昭和22年5月に物置が建築されたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第17号については、原案のとおり、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第18号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第18号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、流山市深井新田にあります法人です。報告がありました事業年度は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市深井新田にあります法人の「要件確認書」をご覧いただきたいと思います。確認書の表に、平成29年2月13日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は0.4ヘクタールです。次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。次に、事業の種類については、農作業・農業土木の受託です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売上げが占める割合は、全部となっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合しております。

議決権については、議決権を行使できる株主が農業常時従事者であります。

また、次の業務執行役員につきまして過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名であり、年間211日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の議案案内図につきましては、12ページから14ページになります。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第18号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございま

す。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配布資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 29年2月13日の農業と関連事業を見ると、全体とすると上下はあるのですが、全体とすると萎んできているように感じるんですけど、そんなことはないですか。

水代議長 右肩の27年、28年を見ると、27年は2町2反ありましたよね。それから、28年はだいたい今回と同じで、3反と1反、これは事務局の方で説明をお願いします。

田村次長補佐 右側の欄については、先ほど職務代理からありました通り、平成27年の3月と28年の2月ということで、その時には体験農園を運営されていたということで、その分の面積がありましたので、体験農園の売り上げがかなり大きなウェイトを占めていたので、それが無くなったことによりまして、事業規模縮小されたものでございます。

水代議長 現在4反はやってるんでしょ。

田村次長補佐 はい。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第18号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第19号「流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の11ページをご覧ください。

議案第19号

流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定により適用される、同法第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第16条の規定により、流山市農業委員会委員の辞任について同意を求める。

本案につきましては、別紙のとおり、去る3月10日付けで、会長の高市正義委員から、健康上の理由により、流山市農業委員会委員を辞職したい旨の願い出が提出されたことから、旧農業委員会法の規定により同意を求めるものであります。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

高市委員におかれましては、農業委員として、20年以上という長期にわたり、本市農業のためにご尽力をいただき、誠に、ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第20号「流山市農業委員会会長の互選について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

議案第20号

流山市農業委員会会長の互選について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第5条第2項の規定により、流山市農業委員会会長を互選する。

本案につきましては、高市会長の辞職に伴い、流山市農業委員会会長を互選するものであります。

任期については、高市会長の辞職の翌日である本年4月1日から、現在の農業委員の任期中となります。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

ここで、互選の方法について、お諮りします。

互選の方法については、推薦、選考委員会による選出などがございますが、いかがいたしましょうか。

14番(小林委員) 職務代理がいますので、会長となるのが筋だと思います。
水代議長 他に御意見ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 ただいま、小林委員から、会長に私を推薦する旨の発言がありましたが、ほかにございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。

私に関係する案件ですので、ここで議長を議席順に則り、小林委員にお願いし、退席いたします。

小林委員、よろしくお願いいいたします。

(午後3時10分 議長交代)

(午後3時10分 水代委員退室)

小林議長 水代会長職務代理者に代わり、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

流山市農業委員会会長に、水代会長職務代理者を選出することに、賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手、全員であります。流山市農業委員会会長に、水代啓司委員が選出されました。

水代委員の除斥を解きます。

(午後3時10分 水代委員入室)

小林議長 それでは、会長に選出されました水代啓司委員に、ごあいさつをいただきます。

15番(水代委員) この度、会長ということで仰せつかりました。これからも全力で頑張りたいと思いますので、皆さまご協力よろしくお願いいいたします。

(拍手)

小林議長 会長が決定しましたので、議長を交代します。

ご協力をいただき、ありがとうございました。

(午後3時11分 議長交代)

水代議長 小林委員、大変おつかれさまでした。

議長を引き続き、務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

水代議長 ここで、開会前に小林委員から、動議がありましたので、提案理由の説明を求めます。小林委員。

14番(小林委員) 議案第20号「流山市農業委員会会長の互選について」が決まりましたので、現在、流山市農業委員会会長職務代理者の水代 啓司委員が流山市農業委員会会長に選出された場合、流山市農業委員会会長職務代理者の席が空席となることから、動議を提出します。

水代議長 提案理由の説明が終わりました。

流山市農業委員会会議規則第12条の規定により、動議の成立について、採決します。

動議を議案とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、動議を議案とすることに決定されました。

水代議長 議案第21号「流山市農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

ここで、互選の方法について、お諮りします。

互選の方法については、推薦、選考委員会による選出などがございますが、いかがいたしましょうか。

8番(山崎委員) 私の方から、大作委員を職務代理者に推薦したいと思います。

水代議長 ただいま、山崎委員から、会長職務代理者に大作委員を推薦する旨の発言がありましたが、ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

流山市農業委員会会長職務代理者に、大作委員を選出することに、賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、流山市農業委員会会長職務代理者に、大作委員が選出されました。

それでは、会長職務代理者に選出されました大作委員に、ごあいさつをいただきます。

13番(大作委員) ただ今、皆様方のご推挙によりまして職務代理者となりました大作と申します。これから皆様と一緒に、あと3ヶ月程度ではありますけど、よろしくご指導いただければと思います。

(拍手)

水代議長 大作職務代理者、よろしく願いいたします。

水代議長 次に、報告第7号「合意解約の通知について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第7号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

報告の1番から4番につきましては、同じ借受人のため、一括して説明いたします。

本件につきましては、今まで農用地利用集積制度及び農地法第3条の規定による許可に基づき、農地を借りておりましたが、借受人を変更するため、解約がなされたも

のであります。

合意解約がされました農地は、流山市大字西深井の畑8筆、面積は、6,767平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成29年2月21日です。

議案案内図につきましては、15ページになります。

次に、5番の合意解約がされました農地は、流山市大字平方の田4筆、面積は、920平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成29年2月27日です。

議案案内図につきましては、16ページになります。

今月の合意解約の通知は、以上の5件です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第8号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の15ページをご覧ください。

報告第8号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

本件の1番につきましては、昨年6月の総会等で審議がなされ、昨年6月28日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましては、先月16日に、小林委員と山崎委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の17ページと18ページでございます。

次に、2番から4番につきましては、転用者が同じ方ですので、一括して説明いたします。本件につきましては、昨年4月の総会で審議がなされ、昨年4月28日付けで、一時転用の許可となった案件であります。この案件につきましても、先月16日に、小林委員と山崎委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の19ページから21ページでございます。

次に、5番につきましては、本年1月の総会で審議がなされ、本年1月27日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましても、先月16日に、小林委員と山崎委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の22ページと23ページでございます。

次に、6番につきましては、昨年8月の総会等で審議がなされ、昨年9月16日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましては、先月20日に、第1小委員会の委員の皆さまに、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の24ページと25ページでございます。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、以上の6件です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。9番(中村委員) 番号5番、案内図の23ページの件で、平面図を見ていただくと、私ども第3小委員会の担当だったものですから、気になって現地を通りかかりましたところ、もう既にパッカー車が数台停まっている状況でありました。完了後ということである中で、ちょっと気になったのが、入口7.9メートル、チェーンで施錠するようになっていて書いてある次第なんです、わかります。第3小委員会の皆さん現地確認しているところなんです。私が現地を通りかかって、できたのかなと思っていたら今日報告、完了届上がってきてたわけなんです。完了届というのは、図面通り現地が仕上がった上で、完了届が出されて現地を見に行くわけですね。図面通りなっていますねというのが今日の報告だと思うんですけど。たまたま通りかかった時に図面上ちゃんとできてるのかと、その上でトラロープ張ったりして、図面だと台数10台ちゃんと区画してありますよね。駐車場トラロープでやるのが現状なされていない、ただ、私ども現地調査行った当時そのままという記憶なんです。入口もそのまま、施錠も何もされていない、駐車場も区割りして番号を振ってあるものが、現状ではなされていない様に感じたもので、ちょっとそれが気になって、よろしいのかなと。

たまたま、議会でも問題になっているんですね。熱く、業界自体が。

中里主事 今お問い合わせいただいた、まず区割りの関係で、写真だと非常に見づらくはあるんですけど、ここにトラロープが実際に張ってあります。後で近くまで来ていただければ見やすいかとは思いますが、こういう形で、番号までは入っていないですけど、駐車場の形できちんと区画されております。

また、写真には写してなかったんですけど、入口のチェーンと、もう一枚の写真にある単管パイプで、入口のフェンスと言いますか、塞ぎはされております。

こういう状況でございました。

9番(中村委員) この業者さんも、新たに今期から5年間、入札により業者決定した次第で、市内の皆さんの視線が自然と回収業者に向けられるわけですけど、問題になっているのが、乗せてはいけない物まで乗せたりして問題になりまして、非常に注視されている業界であります。5年間の契約で、5年でよく代わる業種ですので、そんな安価でいいのかなという思いもありまして、看板とか何もないんですね。駐車場とか資材置場だとかあって、看板の一つもないので、その辺がどうなのかなというのがあったものですから。その辺はちょっと指摘させてください。

水代議長 今の中村委員の指摘に対して、業者の方にある程度の指導をということなんです、どうでしょうか。

中里主事 許可の時点での条件ではないので、指導という形は難しいんですけど、そういったコメントが農業委員さんの方からありましたということで、業者さんの方に伝

えさせていただきます。そういう形で対応させていただきます。

水代議長 では、指導ということはできないので、農業委員から声が上がったという指摘をしておいてください。

その他、何かありますか。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の17ページをご覧ください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は3件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が2件、駐車場が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上3件、3筆、2,528平方メートルで、地目別の内訳では、田が1筆、724平方メートル、畑が2筆、1,804平方メートルでした。

次に、議案書の18ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと35件、マンションの区分所有を含めると全体で49件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が46件、使用貸借権が3件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が47件、駐車場、劇場・地方公共団体の支所が各1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上49件、495筆、233,737平方メートルで、地目別の内訳では、田が277筆、147,049平方メートル、畑が218筆、86,688平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時35分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年3月24日

流山市農業委員会長職務代理者 水代 啓司

流山市農業委員会委員 中村 彰男

流山市農業委員会委員 山崎 日出男